

地方独立行政法人京都市立病院機構中期目標骨子案 (たたき台)

前文

- 医療を取り巻く環境の変化
 - ・ 人口構造、食生活や運動習慣等の生活習慣の変化による疾病構造の変化
 - ・ 医療技術の専門化・高度化
 - ・ 患者の医療に対する意識の変化
 - ・ 医師・看護師の不足、診療科や地域による偏在
 - ・ 増大し続ける医療費負担、診療報酬の動向
 - ・ 少子高齢化や経済成長の鈍化による公共の財政負担能力の低下
 - ・ 医療費負担の透明化・効率化の必要性
- 医療圏における特徴
 - ・ 二次医療圏の特徴
 - ・ 京都市の特徴
 - ・ 京北地域の特徴
- これまでの市立病院・京北病院の役割
- 今後、市立病院・京北病院が果たすべき役割
- 病院事業の経営形態の変革に係る京都市の考え方
- 地方独立行政法人による病院運営において京都市及び法人が果たすべき役割

第1 中期目標の期間

法律上は3年から5年の範囲で各自治体が定める。

- 先行事例の中期目標期間

目標期間	自治体名
3年	なし
4年	山形県・酒田市、宮城県、東京都、福岡市、佐賀県、那覇市
5年	秋田県、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、岡山県、大阪府、神戸市、(国立病院機構)
(6年)	(国立大学法人京都大学)、(京都府公立大学法人)

(都道府県、政令指定都市、都道府県庁所在地及び国立病院機構、国立大学法人京都大学、京都府公立大学法人のみを記載)

- 都道府県、政令指定都市、都道府県県庁所在地の自治体の例を見ると、目標期間の設定は、4年か5年となっている。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市立病院が提供するサービス

(1) 感染症医療

- ・ 感染症指定医療機関としての新興感染症等に対する先導的、中核的な役割

(2) 大規模災害・事故対策

- ・ 地域災害拠点病院としての役割
- ・ DMA T（災害派遣医療チーム）の整備とその訓練・経験の活用
- ・ 京都市地域防災計画に基づく対応

(3) 救急医療

- ・ 小児医療を含めた365日24時間の救急医療の円滑な実施
- ・ 新棟において大きく充実する救急医療機能の活用

(4) 地域周産期母子医療センター

- ・ 周産期医療システムの一翼を担う地域周産期母子医療センターとしての役割

(5) 高度専門医療

ア 地域医療支援病院

- ・ 地域医療支援病院として地域の医療機関との適切な役割分担による地域の医療水準の向上への寄与
- ・ 地域医療連携クリニカルパスの充実・活用
- ・ 地域の医療従事者向けの研修や症例検討会などの積極的な支援
- ・ 登録医の増加や紹介率・逆紹介率の向上

イ 地域がん診療連携拠点病院

(ア) 市立病院におけるがん治療の充実

- ・ 検査機器の整備や病理診断の質の確保による適切な診断
- ・ 外科的手術、放射線治療、化学療法、血液がんに対する造血幹細胞移植や緩和ケア（緩和ケア病床や緩和ケア外来の設置など）などの集学的治療
- ・ 強みを有する放射線治療分野の更なる充実

(イ) 地域におけるがん治療の充実

- ・ 地域がん診療連携拠点病院としての地域のがん診療の質の向上への貢献
- ・ 保健所等との連携によるがんに関する知識の普及啓発・予防の取組への協力

ウ 生活習慣病への対応

(ア) 心臓・脳・血管病センター

- ・ 「心臓・脳・血管病センター（仮称）」の設置
- ・ 適切な急性期リハビリテーションの実施

(イ) 糖尿病治療

- ・ 糖尿病患者に対する徹底した食事・運動指導等の更なる充実

エ 小児医療

- ・ N I C U (新生児特定集中治療室) やG C U (回復期治療室) の設置
- ・ 本市における小児救急医療体制の確保への貢献
- ・ 二次救急医療を担う他の病院群輪番制病院との適切な役割分担
- ・ 三次救急医療を担う救命救急センターを補完する役割

オ 看護師養成事業への協力

カ 保健衛生行政

- ・ 保健医療に関する相談
- ・ 福祉施策に関する相談
- ・ 医療費支払などの経済問題に関する相談

キ 専門外来

2 京北病院が提供するサービス

(1) へき地医療

- ・ 地域の医療ニーズの変化に見合った、入院・外来医療体制の確保
- ・ 国の制度改革に伴う介護療養病床廃止への対応（医療施設審議会へ諮問中）
- ・ 医療療養病床における医療必要度の低い患者の増加への対応と入院医療を必要とする患者への配慮
- ・ 地域住民の京北病院へのアクセスの確保
- ・ 在宅医療の提供

(2) 救急医療

- ・ 京北地域における唯一の救急告示病院としての初期救急医療の提供

(3) 介護サービスの提供

- ア 施設介護サービスの提供
- イ 居宅介護サービスの提供

(4) 医療・保健・福祉のネットワークの構築

- ・ 京北病院の機能や取組についての周知・広報
- ・ 地域組織等と協力した事業の実施
- ・ 地域で医療・保健・福祉サービスを提供する様々な社会資源との連携

3 地域の医療機関との連携により地域全体で市民のいのちと健康を支える仕組みづくり

- ・ 市立病院と京北病院の連携
- ・ 他の病院や診療所、介護サービス事業所等及び保健所や福祉事務所等との連携

4 医療の質、サービスの質の向上に関する事項

(1) 医療の質の向上に関すること

- ・ 医学の進歩に対応するための職員研修などの常に高度かつ標準的な医療提供への取組
- ・ 高度な医療機器の充実
- ・ 医療の質に関する客観的な指標の分析・公表
- ・ クリニカルパスの充実と活用
- ・ 外部の評価機関の活用
- ・ 科学的な根拠に基づいた医療の提供
- ・ 患者が自ら納得・選択して自分に合った医療を受けられる権利の保障

(2) 安全で安心できる市民生活を支える医療提供に関すること

- ・ 医療安全に係るマニュアルや組織の整備
- ・ 医療現場で発生した問題の組織的な収集分析、改善策の検討・実施
- ・ インシデント・アクシデントの公表
- ・ 患者が安全な医療を安心して受けられる風土づくり

(3) 患者サービスの向上に関すること

- ・ 良質な医療技術の提供
- ・ 溫かく心のこもった医療・看護の提供、職員の接遇・応対の一層の向上
- ・ 施設面での快適性や利便性の高い療養環境の提供などユニバーサルデザインの考え方に基づくあらゆる人が利用しやすい建物づくり
- ・ 待ち時間の短縮
- ・ 民間のノウハウを活用した業務運営
- ・ 定期的な患者アンケートの実施
- ・ 患者満足度の向上

5 適切な患者負担についての配慮

- ・ 適切な料金設定や減免に関する規定の作成

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率性の高い業務執行組織の構築

- ・ 理事会や幹部職員で構成する会議による合理的・効率的な意思決定
- ・ 専門的な知識や能力を有する職員により構成する企画・戦略部門の設置
- ・ 地域医療連携室の機能強化
- ・ 各種業務委員会の活用
- ・ 監事や会計監査人による実効性の高い監査業務の実施体制の確保

2 医療専門職の確保とその効率的な活用

- ・ 高度急性期医療を担う市立病院での専門性の高い医師の確保
- ・ 京北病院における地域包括ケアを担うことができる医師の確保

- ・ チーム医療の推進による医療職種間の適切な役割分担と連携
- ・ 医師事務作業補助職員の増員などによる医師の負担軽減とこれによる本来業務へ集中できる環境の整備
- ・ 夜間における適切な看護師配置を含む必要な看護師数の確保
- ・ 看護職員の専門性の確保

3 人材育成

- ・ 法人が地域医療に貢献するうえで必要となる専門知識・技術・使命感を持った職員の育成を計画的、効率的に進める体制の構築
- ・ 研修の充実等による医療従事職員の専門知識・技術の向上
- ・ 診療報酬制度や医療保険制度など、病院事務に必要な専門的知識、経験を有する事務職員の育成確保
- ・ 他の公的病院、民間病院等との人事交流を通じた専門的な知識や経験の蓄積

4 人事評価

- ・ 職員の意欲及び主体性の向上並びに法人組織の更なる活性化のため、職員の能力、勤務実績を適正に評価する人事評価システムの導入

5 職員満足度の向上によるサービスの質の向上

- ・ 職員のワークライフバランスの確保
- ・ 職場における安全衛生の確保、人間関係の円滑化による職員の不安や不満の軽減
- ・ 自治体病院にしかできない医療を提供しているという誇りや京都市の医療行政に対して貢献できているという実感を持って仕事に取り組むことができる環境の整備による職員の患者サービスの向上への意欲の向上
- ・ 職員満足度の客観的な把握・分析・公表による患者満足度向上への貢献
- ・ 適切な給与制度の構築

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収益的収支の改善

- ・ 経常収支で単年度黒字基調の堅持
- ・ 医療の質や患者サービスの向上による病床利用率の向上や適正な診療報酬の確保
- ・ 適切な未収金対策
- ・ 性質上不採算とならざるを得ない政策医療の分野について、医業収益をもって充てることができない経費は、税を財源とする運営費負担金として市民に負担を求めるものであることを十分認識し、負担の明細を客観的・合理的に説明したうえでの中期計画の策定

2 安定した資金収支の実現

- ・ 短期借入の回避
- ・ 設立団体からの長期借入金以外の借入の回避
- ・ 計画的な施設・設備投資、職員採用

3 経営機能の強化

- ・ 診療報酬の改定や患者動向を見極め、的確な対応を行うことができるよう、迅速に情報を収集分析し、対応策を立案し、実行できる組織の構築
- ・ 部門別のP D C Aサイクルの構築
- ・ 法人職員一人一人の経営感覚の醸成
- ・ 職員に対する適切な目的の付与とその達成度の評価

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 市立病院整備運営事業の推進（P F I手法の活用）

- ・ 災害・大規模事故に対応できる機能強化や、救命救急室の拡張、手術室の増設による高次救急医療体制の整備などによる施設機能を十分に活用した医療機能の充実・強化
- ・ P F I手法導入による民間の経営能力、技術的能力や管理手法の活用
- ・ 民間病院に比べてコスト高とされる施設整備費、運営費の抑制
- ・ 特別目的会社（S P C）との協働関係の構築
- ・ 特別目的会社（S P C）による委託業務のトータルマネジメントによる法人の医療スタッフの医療周辺業務からの解放

2 コンプライアンスの確保

- ・ 関係法令や医療上定めた院内のルールの遵守
- ・ 法令等の目的や趣旨に立ち返った点検と確認、ルール改善
- ・ 研修の実施等による役職員のコンプライアンス意識の向上
- ・ 情報公開の徹底によるコンプライアンスの向上
- ・ 法人内外からのチェックが機能する仕組の構築

3 わかりやすい情報の提供

- ・ 市民の理解を深めるための情報発信
- ・ 情報の正確性の確保
- ・ 運営上の数値目標や経営指標、医療の質に関する指標などの具体的な数値の公表
- ・ 情報の重要度に応じた公表方法の工夫
- ・ 専門用語を簡単な用語に言い換えるなど、わかりやすく配慮した情報提供

4 個人情報保護

- ・ 医療情報は他人に知られると精神的, 経済的, 社会的に不利益を受けるおそれのある情報であることへの配慮
- ・ 職員への管理意識を徹底
- ・ 電子情報の物理的な管理の厳格化

5 関係機関との連携

- ・ 市民の健康危機管理への対応や地域保健の推進に当たる, 京都市保健福祉局保健衛生推進室や保健所, 保健センターや救急搬送を担う消防局との連携
- ・ 京都市の有する医療機関のみでは対応困難な高度な医療の提供や大規模な健康危機事案に際して適切な役割を果たすことができるよう, 大学病院や特定機能病院, 国など広域的な医療を担う医療機関との連携
- ・ 医療圏域の設定をはじめ都道府県単位の広域的な計画の策定を担う京都府との協力

6 地球環境に配慮した持続可能な発展への貢献

- ・ 温室効果ガスの増加に起因するといわれる地球温暖化や有害物質の排出による環境汚染による全世界な影響への配慮
- ・ 省資源・省エネルギーによる持続可能な発展への貢献